

## 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県エルピーガス協会長岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

### （LPガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がLPガスを必要としたときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

### （LPガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### （LPガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

### （LPガス供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

### （対価及び費用）

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

### （指定避難所一覧の提出）

第8条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

### （協議）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

### （効力）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。  
この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成22年12月28日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 谷井 靖夫

乙 新潟県長岡市寺泊片町7761番地

社団法人新潟県エルピーガス協会 長岡支部

支部長 解良 徳三郎